

令和5年3月23日

東大和市立小・中学校
保護者の皆様

東大和市教育委員会

令和5年度 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

日頃より東大和市立学校の教育活動へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、国においてマスク着用の考え方の見直し等について示されたことから、東大和市立学校の対応について、下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。

記

1. マスク着用の考え方の見直しについて

○ 基本的な考え方

- ・ 児童・生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ ただし、登下校時に電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場合においては、児童・生徒についても、着用を推奨します。
- ・ 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、児童・生徒にマスクの着用を促すことがあります。
- ・ 学校においては、児童・生徒自身又は近親者等において基礎疾患があるなど、様々な事情により感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒もいたりすることなどを十分に理解し、児童・生徒が互いの状況を理解して学校生活を送ることができるよう指導していきます。

2. 感染症対策を講じた学校教育活動について

○ 基本的な考え方

- ・ 国及び都の方針を踏まえ、うがい、手洗い、学習環境の適切な換気等を行って学習活動を行います。なお、各学校においては、学校や地域の感染者の状況に応じて、今まで実践してきた様々な感染対策を適宜実施します。

○ 欠席・出席停止等の考え方

- ・ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられた日(5月8日の予定)以降も、児童・生徒が感染した場合は引き続き「出席停止」となりますが、「感染に対する不安による欠席」は、原則「欠席扱い」となります。

3. その他

- ・ 感染状況等によっては、マスクの着用を促すことがあるため、ランドセルや通学カバン内に予備のマスクを携帯するようご協力ください。

〈 問合せ先 〉

東大和市教育委員会：042-563-2111（代表）

○ 新型コロナウイルス感染症に関すること
教育部 教育総務課（内線：1521）

○ 教育指導に関すること
教育部 教育指導課（内線：1532・1533）